

檀原市手話言語条例をここに公布する。

平成30年3月30日

檀原市長

檀原市条例第8号

檀原市手話言語条例

手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する日本語と異なる文法体系をもつ独自の言語であり、ろう者が情報を取得し、及び意思疎通を行うために使用されていますが、長い間、言語として認識されてきませんでした。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたため、手話に対する理解を深め、手話を使用しやすい環境を整備していくことが求められています。

このような状況を踏まえ、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる檀原市を目指し、この条例を制定するものです。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、全ての市民が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 手話の普及等 手話の理解及び普及並びに地域における手話を使用した社会参加しやすい環境の整備を図ることをいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学している者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行っているものをいう。

(基本理念)

第3条 手話の普及等は、ろう者の手話による意思疎通を円滑に行う権利を尊重することを旨として行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、ろう者が自立した日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及等に関する施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、第3条の基本理念にのっとり、地域社会で共に暮らす一員として手話への理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者は、第3条の基本理念にのっとり、市が推進する施策に協力するとともに、手話への理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条の基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 手話及びろう者に対する理解並びに手話の普及を図るための施策

(2) 手話による情報を取得しやすい環境及び手話を使いやすい環境の整備等ろう者の社会参加の機会の拡大を図るための施策

(3) 手話通訳者の配置等手話による意思疎通支援のための施策

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項に規定する施策について、障がい福祉に関する市の計画と調和を保ちながら推進するものとする。

3 市は、第1項に規定する施策の推進状況の確認及び見直しを行うため、ろう者、手話通訳者その他関係者との協議の場を設けるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。